

## 横浜市中小企業振興基本条例に基づく 平成27年度の取り組み状況について

### 1 物品及び委託契約における市内中小企業者の受注機会の増大について

#### (1) 平成27年度の受注機会増大に向けた取り組み

物品の調達及び委託業務の発注にあたっては、市内経済の活性化の観点から、従来から市内中小企業者への優先発注を基本方針とし、発注を進めてきました。

・契約実績

物品契約 156件、金額 6,760千円

委託契約 60件、金額 22,187千円

・このうち、市内中小企業者との契約実績

物品契約 156件（構成比率100.0%）、金額 6,760千円（構成比率100.0%）

委託契約 58件（構成比率96.7%）、金額 21,150千円（構成比率95.3%）

#### (2) 今後の受注機会増大に向けた取り組みの方向性

発注事務において、対象事業者の所在地区分及び企業規模を確認する手続を徹底し、今後とも市内中小企業者への優先発注に努めます。

市内中小企業者への発注状況（議会局契約分）

区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）							単独随意契約及び大規模契約の合計			
	市内中小企業契約実績						件数	金額	件数	金額	
	件数	構成比率	前年度からの増減	金額	構成比率	前年度からの増減					
平成27年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	156	100.0	0.7	6,760	100.0	0.9	156	6,760	26	2,490
	委託	58	96.7	▲3.3	21,150	95.3	▲4.7	60	22,187	19	42,326
	合計	214	99.1	▲0.3	27,910	96.4	▲3.2	216	28,947	45	44,816
平成26年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	140	99.3	1.8	6,501	99.1	2.3	141	6,561	23	1,498
	委託	28	100.0	4.4	9,524	100.0	3.3	28	9,524	18	40,627
	合計	168	99.4	2.4	16,025	99.6	2.9	169	16,085	41	42,125

- ※ 契約実績金額については、変更契約に伴う増減を含んだものとなっています。
- ※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合です。
- ※ 各項目で四捨五入をしているため、合計値と一致しない場合があります。
- ※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、経済産業省が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、競争の余地がない「単独随意契約」及び中小企業者の参入の余地が少なく入札参加者を市内事業者に限定できない「大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）」を除いたものです。

【参考資料】

市内中小企業者への発注状況（財政局契約部契約分）

区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）									単独随意契約及び大規模契約の合計	
	市内中小企業契約実績							件数	金額	件数	金額
	件数	構成比率	前年度からの増減	金額	構成比率	前年度からの増減	件数				
件	%	%	千円	%	%	件	千円	件	千円		
平成27年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	21	91.3	5.6	24,353	95.8	26.1	23	25,422	0	0
	委託	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	2	2,789
	合計	21	91.3	5.6	24,353	95.8	26.1	23	25,422	2	2,789
平成26年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	12	85.7	▲7.2	20,428	69.7	▲24.9	14	29,316	0	0
	委託	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	2	2,756
	合計	12	85.7	▲7.2	20,428	69.7	9.6	14	29,316	2	2,756

※ 契約実績金額については、変更契約に伴う増減を含んだものとなっています。

※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合です。

※ 各項目で四捨五入をしているため、合計値と一致しない場合があります。

※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、経済産業省が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に競争の余地がない「単独随意契約」及び中小企業者の参入の余地が少なく入札参加者を市内事業者に限定できない「大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）」を除いたものです。